

委 託 契 約 書 (案)

公立大学法人愛媛県立医療技術大学（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）とは、愛媛県立医療技術大学の学生（以下「学生」という。）の健康診断（以下「健康診断」という。）の実施について、次のとおり委託契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、健康診断の実施を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（委託健康診断）

第2条 甲が委託する健康診断の内容については、別添「令和5年度愛媛県立医療技術大学学生健康診断業務仕様書」（以下「業務仕様書」という。）の定めるところによる。

（委託期間）

第3条 委託の期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

（健康診断の期日及び場所）

第4条 乙は、業務仕様書に定めるとおり実施しなければならない。

（健康診断料）

第5条 甲は、この契約に基づき乙が実施する健康診断の費用を支払うものとし、その健康診断単価は、別記1「令和5年度愛媛県立医療技術大学学生健康診断単価表」のとおりとする。

（健康診断結果報告等の提出）

第6条 乙は、健康診断の実施後遅滞なく、健康診断結果を甲に提出しなければならない。

2 乙は、健康診断業務が終了後、速やかに業務完了報告書（別記様式）を甲に提出しなければならない。

（健康診断料の支払）

第7条 甲は、前条の業務完了報告書を受領したときは、これを審査し、適当と認めたときは、乙の請求に基づき健康診断料を翌月末までに支払うものとする。

(契約保証金)

第8条 契約保証金は、免除する。

(契約の解除)

第9条 甲は、乙が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反したとき。
- (2) 第2条に定める健康診断のうち、いずれかの項目について遂行することが困難であるとき。

(責任)

第10条 乙は、健康診断の遂行中、故意又は過失により学生に被害を与えたときは、乙の責任において賠償するものとする。

(個人情報の保護)

第11条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記2「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(合意管轄裁判所)

第12条 この契約に関する紛争は、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属所轄裁判所とする。

(その他)

第13条 この契約書に定めのない事項については、会計規程によるものとし、同規程に定めのない事項又はこの契約に関する疑義については、必要に応じて甲乙協議してこれを処理するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和5年 月 日

愛媛県伊予郡砥部町高尾田 543 番地

甲 公立大学法人愛媛県立医療技術大学
理 事 長 安 川 正 貴

乙

(別記 1)

令和 5 年度愛媛県立医療技術大学学生健康診断単価表

検 査			検査料単価	備考
区 分	項 目			
基本検査	問 診	受付を含む	円	
	身 長	(cm)		
	体 重	(kg)		
	血圧測定	(mm Hg)		
眼科検査	視力検査	左・右(ランドルト環)	円	
尿 検 査	尿中一般検査	定性(蛋白・糖・潜血)	円	
血液検査	貧血検査	Hb・Ht・RBC	円	
ウイルス 抗 体 価 検 査	HBs 抗原	定量	円	
	HBs 抗体	定量	円	
	風疹抗体	HI 法	円	
		IgG 抗体・EIA 法	円	
	麻疹抗体	IgG 抗体・EIA 法	円	
	水痘抗体	IgG 抗体・EIA 法	円	
	ムンプス抗体	IgG 抗体・EIA 法	円	
X線撮影	胸部 X 線撮影	CR(コンピ ュータエックス線写真)	円	

※ 検査料単価は、消費税及び地方消費税の額を含んだものである。